

「西新宿五丁目南エリアまちづくり構想運用委員会（以下「運用委員会」という）」 事前協議フローチャート



建築主等



運用委員会



両者

① 建築主等から運用委員会へ協議資料の事前提出

【協議資料】

- ・チェックシート
- ・案内図、配置図（外構図等）、各階平面図、立面図等
- ・委任状（任意様式）

🔗 建築主等とは

建築主、設計者、施工者

※設計者、施工者から申請の場合は建築主からの委任状必須

② 運用委員会

- ・事前協議の日程調整

② 建築主等

- ・事前協議の日程調整

③ 事前協議（対面）

⚠️ 留意事項：協議内容を建築計画に反映する余地のあるタイミングでの協議実施をお願いいたします。（目安：紛争予防条例による説明会・標識設置の時期）

協議成立の場合

④に進む

協議不成立の場合

②に戻る

（次ページに続く）

事前協議フローチャート（つづき）

④ 建築主等：チェックシート及び議事録の作成・提出

後日、建築主等は事前協議での意見をまとめ、チェックシート（建築主署名入り）及び議事録を作成し、運用委員会へ提出

⑤ 運用委員会：チェックシート及び議事録を確認

⑥ 運用委員会：チェックシートの写しを建築主等へ送付

運用委員会にてチェックシートの写し（運用委員会署名入り）を建築主等へ送付

協議終了

建築主等による建築確認申請等の手続きへ

約
2
週間